

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 21 日 (火) 第 125 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 1
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 2
 - 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 2
 - 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第692号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和2年5月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
鹿児島オリーブ(株) 本社工場 1340001017982 (日置市)	同左	オリーブオイルかす	平成 30.10	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
みらい飼料(株) 志布志工場 5010601047814 (志布志市)	同左	I TO CHU マザー後期	令和 2.5	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		スパ子豚(M)	2.5	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		I TO CHU Tブランド仕上	2.5	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ナンチクブリード	2.5	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

(株) ジャパン ファーム 化製品工場 5340001015264 (垂水市)	同 左	チキンミール	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
中部飼料(株) 志布志工場 2180001094757 (志布志市)	同 左	マル中印子豚育成 用配合飼料元気子 豚	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印子豚育成 用配合飼料アサヒ コブタⅡ	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印若令牛育 成用配合飼料グラ ンデMライズ	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉用牛肥 育用配合飼料西ノ 原後期プラス	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印ぶり類用 配合飼料ハマチE Pプレミア4号	2.5	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年7月7日付けで指宿市開闢土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	犬飼霧島神宮 停車場線	霧島市牧園町下中津川字妙見崎14番15地先から14番4地先まで	前	9.1～16.3	53.4
			後	15.1～24.4	53.4

鹿児島県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	菱刈横川線	伊佐市菱刈川南字竹下1960番1地先から1957番3地先まで	前	11.6~22.6	155.8
			後	11.6~22.6	155.8

鹿児島県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	菱刈横川線	伊佐市菱刈川南字竹下1960番1地先から1957番3地先まで	令和2年7月21日

鹿児島県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	南浦築地線	伊佐市菱刈川南字小古川2214番4地先から同市菱刈川南字久保田414番1地先まで	前	8.3~14.3	330.0
			後	8.3~14.3	330.0
		後	12.9~40.8	250.9	

鹿児島県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年7月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	南浦築地線	伊佐市菱刈川南字小古川2214番4地先から同市菱刈川南字竹下1964番1地先まで	令和 2 年 7 月 21 日
----	-------	--	--------------------

大隅地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 7 月 21 日

大隅地域振興局長 松藺英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所すてっぷ	鹿屋市西原一丁目16番32号	一般社団法人煌珠会	鹿屋市上野町4750番地1	篠原 大志	令和 2 年 6 月 1 日	児童発達支援
はっぴーone	鹿屋市川西町4669番地5	株式会社純隆	鹿屋市川西町4669番地5	吉留 祐子	令和 2 年 6 月 15 日	児童発達支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第77号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 7 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pスーパー海物語 I N 沖縄 5 L T A	株式会社三洋物産	0P0367
ぱちんこ遊技機	P A フィーバーアクエリオン 6 b Y	株式会社ビスティ	0P0365